

誘導施設に係る届出対象一覧（行為地別）

（届出必要：○、届出不要：－）

誘導施設			行為地							都市機能誘導区域外
			都市機能誘導区域内							
			中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	河辺地域	雄和地域	
介護・福祉機能	通所介護施設（通所系高齢者福祉施設）	・老人福祉法第5条の2第3項に規定する事業を行う施設	－	－	－	－	－	－	－	○
子育て機能	特定教育・保育施設等 （保育所、認定こども園、幼稚園）	・児童福祉法第39条第1項に規定する施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する施設 ・学校教育法第1条に規定する幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	○
	地域型保育事業 （小規模保育事業、事業所内保育事業）	・児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う施設 ・児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業を行う施設	－	－	－	－	－	－	－	○
商業機能	店舗面積10,000平方メートル以上の小売商業施設		－	○	○	－	○	○	○	○
	スーパー、ドラッグストア	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の小売商業施設で生鮮食品を取扱うもの	－	－	－	－	－	－	－	○
医療機能	医科診療所（有床診療所を除く）	・医療法第1条の5第2項に規定する施設で歯科診療所を除く	－	－	－	－	－	－	－	○
教育・文化機能	博物館・美術館等	・博物館法第2条第1項に規定する博物館および美術館 ・博物館法第29条に規定する博物館相当施設 ・秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例第2条に規定する文化施設	－	○	○	○	○	○	○	○
	文化ホール等	・ホール機能を有する文化施設	－	○	○	○	○	○	○	○
	市民交流施設	・市民活動の拠点および交流機能を有する施設	－	－	－	－	－	○	○	○